

温泉分析書別表

1. 源泉名 富士眺望の湯ゆらり
2. 源泉所在地 山梨県南都留郡鳴沢村字ジラゴンノ 8532 番地 5
3. 温泉分析申請者 富士観光開発株式会社 代表取締役社長 志村 和也
4. 泉質 カルシウム・ナトリウム・マグネシウム-硫酸塩・塩化物泉 (低張性弱アルカリ性低温泉)
5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。

(1) 浴用の禁忌症

急性疾患 (特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中 (特に初期と末期)

(2) 浴用の適応性

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、打ち身、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進、動脈硬化症、きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

~~(3) 飲用の禁忌症~~

~~下痢の時、腎臓病、高血圧、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときにはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする~~

~~(4) 飲用の適応症~~

~~慢性胆嚢炎、胆石症、慢性便秘、肥満症、糖尿病、痛風、慢性消化器病、慢性便秘~~

(5) 浴用、飲用上の一般的注意事項

①浴用上の注意事項

- ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を 1 日当たり 1 回程度とすること。その後は 1 日当たり 2 回ないし 3 回までとすること。
- イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね 2 ないし 3 週間を相当とすること。
- ウ. 温泉療養開始後おおむね 3 日ないし 1 週間前後に湯あたり (湯さわり又は浴湯反応) が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ. 以上のほか、入浴には次の諸点に注意すること。
 - (ア) 入浴時間は入浴温度により異なるが、初めは 3 分ないし 10 分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉成分を水で洗い流さない (湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定の時間の安静を守る。
 - (オ) 次の疾患については原則として高温浴 (42℃以上) を禁忌とする。
 - イ. 高度の動脈硬化症
 - ロ. 高血圧症
 - ハ. 心臓病
 - (カ) 熱い温泉に急に入ると、めまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - (キ) 食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。
 - (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

~~②飲用上の注意事項~~

- ~~ア. 温泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。~~
- ~~イ. 温泉飲用の 1 回の量は一般に 100mL ないし 200mL 程度とし、その 1 日の量はおおむね 200mL ないしは 1000mL までとすること。~~
- ~~ウ. 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、または希釈して飲用すること。~~
- ~~エ. 以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。
 - (ア) 一般には食前 30 分ないし 1 時間がよい。
 - (イ) 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。
 - (ウ) 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。~~

(注) この別表は、温泉法第 14 条による掲示に必要な参考資料となるものである。

別表発行年月日 平成 20 年 8 月 7 日
山梨県甲斐市竜王新町 2277-12
株式会社 山梨県環境科学検査センター
代表取締役社長 小澤 一昭